

●香川県警察本部告示第1号

香川県地域警察運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年1月14日

香川県警察本部長 岡本慎一郎

香川県地域警察運営規程の一部を改正する規程

香川県地域警察運営規程（平成12年香川県警察本部告示第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(地域警察勤務)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) 交番勤務 立番、<u>見張り</u>、在所、警ら及び巡回連絡</p> <p>(2) 署所在地勤務 立番、<u>見張り</u>、在所、警ら及び巡回連絡</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 警備派出所勤務 警戒警備、立番、<u>見張り</u>、在所及び警ら</p> <p>(6) 検問所勤務 検問、立番、<u>見張り</u>及び待機</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>(10) 鉄道警察隊勤務 立番、<u>見張り</u>、在所、警ら、警戒警備及び列車警乗</p> <p>(11)～(14) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 駐在所勤務において、地域警察官の配置人員、周辺における人の往来その他の交通の状況等を勘案して特に必要があると認められる場合における立番及び<u>見張り</u>の追加</p> <p>(3) 略</p> <p>(特別勤務)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(地域警察勤務)</p> <p>第6条 地域警察官は、次の各号に掲げる勤務種別に応じ、当該各号に定める勤務方法により行う地域警察勤務（次条において「通常基本勤務」という。）を通じて、第3条の任務を達成するための活動を行うものとする。</p> <p>(1) 交番勤務 立番、<u>見張</u>、在所、警ら及び巡回連絡</p> <p>(2) 署所在地勤務 立番、<u>見張</u>、在所、警ら及び巡回連絡</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 警備派出所勤務 警戒警備、立番、<u>見張</u>、在所及び警ら</p> <p>(6) 検問所勤務 検問、立番、<u>見張</u>及び待機</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>(10) 鉄道警察隊勤務 立番、<u>見張</u>、在所、警ら、警戒警備及び列車警乗</p> <p>(11)～(14) 略</p> <p>2 警察署長は、前項の規定にかかわらず、勤務種別又は勤務場所を指定して、次に定めるところにより勤務方法の変更を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 駐在所勤務において、地域警察官の配置人員、周辺における人の往来その他の交通の状況等を勘案して特に必要があると認められる場合における立番及び<u>見張</u>の追加</p> <p>(3) 略</p> <p>(特別勤務)</p> <p>第7条 地域警察官は、第3条の任務を達成するため、通常基本勤務を通じた活動以外の次に掲げる特別な活動を行う必要があるときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該特別な活動を行うための地域警察勤務に従事するものとする。</p>

- (1)・(2) 略
- (3) 所管区又は受持区における特別な治安情勢に鑑み、通常基本勤務によらずに行う犯罪の予防検挙、犯罪情報の収集、交通指導取締り等の活動
- (4)～(6) 略

(勤務制の方式)

第14条 略

(1)～(3) 略

2 略

(勤務時間等の基準)

第15条 略

勤務制 の区分	勤務時間等の基準			
	勤務時間	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間
略				
駐在制	略			
	1週間につきおおむね6時間を上限として夜間勤務に充てる ことができる。			
略				

2 略

(時間割の基準)

第17条 略

勤務制 の区分	時間割の基準			
	所内活動		所外活動	
	立番	見張り又は在所	警ら	巡回連絡
略				

- (1)・(2) 略
- (3) 所管区又は受持区における特別な治安情勢にかんがみ、通常基本勤務によらずに行う犯罪の予防検挙、犯罪情報の収集、交通指導取締り等の活動
- (4)～(6) 略

(勤務制の方式)

第14条 前条の勤務制の方式は、次に定めるところによるものとする。

(1) 交替制は、3交替によるものとする。

(2)～(4) 略

2 略

(勤務時間等の基準)

第15条 地域警察官の勤務時間等の基準は、次の表の左欄に掲げる勤務制の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところとする。

勤務制 の区分	勤務時間等の基準			
	勤務時間	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間
略				
駐在制	略			
	ただし、1週間につきおおむね6時間は、夜間勤務に充てる ものとする。			
略				

2 略

(時間割の基準)

第17条 交番勤務、署所在地勤務又は駐在所勤務の地域警察官の時間割の基準は、次の表の左欄に掲げる勤務制の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところとする。

勤務制 の区分	時間割の基準			
	所内活動		所外活動	
	立番	見張り又は在所	警ら	巡回連絡
略				

(運営上の留意事項)

第20条 略

- 2 警察署長は、地域警察官の安全を確保するため、施設及び装備資器材の整備並びに訓練及び指導教養の実施に努めなければならない。
- 3 警察署長は、第10条第2項に規定する管内の実態を踏まえ、地域警察に関する活動の重点その他必要な事項を定めるものとする。

(指揮監督及び指導教養上の留意事項)

第21条 地域警察幹部は、地域警察官の指揮監督及び指導教養に当たっては、その勤務の実態を的確に掌握し、地域警察官が地域を担当する自覚と責任を持ち、自発的かつ主体的に活動に取り組むよう、交番、駐在所等の勤務場所のほか、その活動に従事する場所において、能力、個性等に応じて具体的にこれを行うとともに、常にその結果を確認するよう努めなければならない。

2・3 略

(準用)

第22条 第10条、第11条第1項第2号及び第3号並びに第2項、第14条第2項、第15条第2項、第16条、第18条、第19条第1項並びに第20条の規定は、自動車警ら隊、鉄道警察隊、水上警察隊及び通信指令室の運営に関する事務を所掌する所属の長について準用する。この場合において、第20条第3項中「第10条第2項」とあるのは、「第22条第1項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。

2 略

(運用体制)

第23条 交番及び署所在地は、交替制の地域警察官により運用するものとする。ただし、所管区における昼夜の人口、治安情勢等を勘案して必要があると認める場合は、日勤制の地域警察官により運用することができる。

- 2 駐在所は、駐在制の地域警察官により運用するものとする。ただし、所管区における昼夜の人口、治安情勢等を勘案して必要があると認める場合は、日勤制の地域警察官により運用することができる。

(運営上の留意事項)

第20条 略

- 2 警察署長は、地域警察に関する活動の重点その他の必要な事項を協議するため、定期的に幹部会議を開くものとする。

(指揮監督及び指導教養上の留意事項)

第21条 地域警察幹部は、地域警察官の指揮監督及び指導教養に当たっては、その勤務の実態を的確に掌握し、地域警察官が地域を担当する自覚と責任を持ち、自発的かつ主体的に活動に取り組むよう、交番、駐在所等の勤務場所において、能力、個性等に応じて具体的にこれを行うとともに、常にその結果を確認するよう努めなければならない。

2・3 略

(準用)

第22条 第10条、第11条第1項第2号及び第3号並びに第2項、第14条第2項、第15条第2項、第16条、第18条、第19条第1項並びに第20条の規定は、自動車警ら隊、鉄道警察隊、水上警察隊及び通信指令室の運営に関する事務を所掌する所属の長について準用する。

2 略

(配置人員等)

第23条 交番は、原則として、1当務2人以上の交替制の地域警察官を配置して運用するものとする。この場合においては、必要に応じ、日勤制の地域警察官をこれに加えて配置し運用するものとする。

- 2 署所在地は、原則として、1当務1人以上の交替制の地域警察官を配置して運用するものとする。この場合においては、必要に応じ、日勤制の地域警察官をこれに加えて配置し運用するものとする。
- 3 駐在所は、1人の駐在制の地域警察官を配置して運用するものとする。この場合においては、必要に応じ、駐在制又は日勤制の地域警察官をこれに加えて配置し運用するものとする。

(立番、見張り及び在所)

第28条 略

2 交番勤務及び署所在地勤務の見張りにおいては、交番又は警察署の施設内の適当な場所に位置して、椅子に腰掛けて警戒するとともに、諸願届の受理等に当たるものとする。

3 略

4 前3項の立番、見張り又は在所に際しては、県民に対する応接を丁寧迅速に行うとともに、周密かつ鋭敏な観察力及び注意力を發揮して、職務質問を行うこと等により、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めなければならない。

(警ら)

第29条 略

2 前条第4項の規定は、前項の警らについて準用する。

(巡回連絡)

第30条 略

2～4 略

5 警察署長は、巡回連絡を効率的に行わせるために必要と認めるときは、地域警察部門以外の警察部門の警察職員をして巡回連絡に協力させるものとする。

(移動交番車)

第32条 略

2 移動交番車勤務の地域警察官は、交通の状況、住民の居住実態、事件又は事故の発生状況等の治安情勢等を勘案し、特定の地域において必要がある場合は、第6条第1項第4号に定める勤務を行うものとする。

3 略

(警備派出所)

第36条 略

(立番、見張及び在所)

第28条 略

2 交番勤務及び署所在地勤務の見張においては、交番又は警察署の施設内の出入口付近に位置して、いすに腰掛けて警戒するとともに、諸願届の受理等に当たるものとする。

3 略

4 前3項の立番、見張又は在所に際しては、県民に対する応接を丁寧迅速に行うとともに、周密かつ鋭敏な観察力及び注意力を發揮して、職務質問を行うこと等により、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めなければならない。

(警ら)

第29条 略

2 警らは、徒歩又は自転車により行うものとする。ただし、所管区の面積、地形等の状況、治安情勢等を勘案して必要と認められるときは、原動機付自転車、自動二輪車又は小型警ら車により行うことができる。

3 前条第4項の規定は、第1項の警らについて準用する。

(巡回連絡)

第30条 略

2～4 略

(移動交番車)

第32条 略

2 移動交番車勤務の地域警察官は、原則として、警察署、交番又は駐在所から遠距離にある地域において、第6条第1項第4号に定める勤務を行うものとする。

3 略

(警備派出所)

第36条 略

2～5 略

6 第28条第1項の規定は警備派出所勤務の立番について、同条第2項の規定は警備派出所勤務の見張りについて、同条第3項の規定は警備派出所勤務の在所について、同条第4項の規定は警備派出所勤務の警戒警備、立番、見張り及び在所について、第29条の規定は警備派出所勤務の警らについて、第31条の規定は警備派出所勤務の休憩について準用する。この場合において、第29条第1項中「所管区」とあるのは「第36条第4項に規定する特定の地域」と、第31条第1項中「交番、警察署又は駐在所」とあるのは「警備派出所」と読み替えるものとする。

(検問所)

第37条 略

2・3 略

4 第28条第1項の規定は検問所勤務の立番について、同条第2項の規定は検問所勤務の見張りについて、同条第4項の規定は検問所勤務の検問、立番及び見張りについて、第43条の規定は検問所勤務の待機について、第44条の規定は検問所勤務の休憩について準用する。

(立番、見張り、警戒警備等)

第50条 第28条第1項の規定は鉄道警察隊勤務の立番について、同条第2項の規定は鉄道警察隊勤務の見張りについて、同条第3項の規定は鉄道警察隊勤務の在所について、同条第4項の規定は鉄道警察隊勤務の立番、見張り、在所、警ら、警戒警備及び列車警乗について、第36条第5項の規定は鉄道警察隊勤務の警戒警備について、第44条の規定は鉄道警察隊勤務の休憩について準用する。この場合において、第28条第1項及び第2項中「交番又は警察署の施設」とあるのは「高松駅派遣所」と、同条第3項中「交番、警察署又は駐在所の施設内」とあるのは「本隊又は高松駅派遣所」と第36条第5項中「特定の施設等」とあるのは「線路、運転保安設備その他重要な鉄道施設」と読み替えるものとする。

(資料の整理保管)

第71条 地域警察官は、地域警察活動に必要な資料を常に活用できるよう整理保管しておくとともに、紛失の防止その他その適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。

2～5 略

6 第28条第1項の規定は警備派出所勤務の立番について、同条第2項の規定は警備派出所勤務の見張について、同条第3項の規定は警備派出所勤務の在所について、同条第4項の規定は警備派出所勤務の警戒警備、立番、見張及び在所について、第29条の規定は警備派出所勤務の警らについて、第31条の規定は警備派出所勤務の休憩について準用する。この場合において、第29条第1項及び第2項中「所管区」とあるのは「第36条第4項に規定する特定の地域」と、第31条第1項中「交番、警察署又は駐在所」とあるのは「警備派出所」と読み替えるものとする。

(検問所)

第37条 略

2・3 略

4 第28条第1項の規定は検問所勤務の立番について、同条第2項の規定は検問所勤務の見張について、同条第4項の規定は検問所勤務の検問、立番及び見張について、第43条の規定は検問所勤務の待機について、第44条の規定は検問所勤務の休憩について準用する。

(立番、見張、警戒警備等)

第50条 第28条第1項の規定は鉄道警察隊勤務の立番について、同条第2項の規定は鉄道警察隊勤務の見張について、同条第3項の規定は鉄道警察隊勤務の在所について、同条第4項の規定は鉄道警察隊勤務の立番、見張、在所、警ら、警戒警備及び列車警乗について、第36条第5項の規定は鉄道警察隊勤務の警戒警備について、第44条の規定は鉄道警察隊勤務の休憩について準用する。この場合において、第28条第1項及び第2項中「交番又は警察署の施設」とあるのは「高松駅派遣所」と、同条第3項中「交番、警察署又は駐在所の施設内」とあるのは「本隊又は高松駅派遣所」と、第36条第5項中「特定の施設等」とあるのは「線路、運転保安設備その他重要な鉄道施設」と読み替えるものとする。

(資料の整理保管)

第71条 地域警察官は、地域警察活動に必要な資料を常に活用できるよう整理保管しておかなければならない。

附 則
この規程は、令和7年1月14日から施行する。